

大阪府子ども施策審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、大阪府子ども施策審議会条例（平成26年条例第174号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、大阪府子ども施策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、審議会の会議の日の7日前までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員（議事に関係のある専門委員を含む。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議 事)

第3条 議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。

2 議長は、必要と認めるときは、委員及び議事に関係のある専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(議事要旨)

第4条 議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

- 一 審議会の会議の日時及び場所
- 二 出席した委員及び専門委員の氏名
- 三 調査審議の内容

(部会の設置)

第5条 条例第7条第1項の規定により、審議会に置く部会は次のとおりとする。

名称	調査審議事項	備考
幼保連携型 認定こども園 認可部会	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）第25条に規定する事項の調査審議に関すること。	条例第7条第5項により本部会の議決をもって審議会の議決とする。
社会的養育体制 整備計画策定 部会	・社会的養育の取り組むべき課題や取組の方向性を示すための大阪府社会的養育体制整備計画の策定に関すること。	条例第7条第5項により本部会の議決をもって審議会の議決とする
子どもの貧困 対策部会	・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画の進行管理及び検証・改善に関すること。 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立促進計画の策定及び同計画の推進についての重要事項に関すること。	条例第7条第5項により本部会の議決をもって審議会の議決とする。

計画策定部会	・子ども・子育て支援法及び大阪府子ども条例に規定する、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定に関すること。	条例第7条第5項により本部会の議決をもって審議会の議決とする。
--------	---	---------------------------------

- 2 部会の運営は、審議会に準じて行うものとし、条例及びこの要綱に定めのない事項については、部会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月7日から施行する

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成30年12月5日から施行する